さいたま地裁総第１９３０号

令和８年１１月１７日

山　中　理　司　様

さいたま地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

１０月２６日付け（同月２９日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

１　開示しないこととした司法行政文書の名称等

さいたま地裁が作成した、司法修習生の指導担当裁判官に交付している指導マニュアルその他の説明文書（最新版）

２　開示しないこととした理由

１の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して３か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）　さいたま地方裁判所事務局総務課文書第二係

電話：０４８（８６３）８５２１